

一般競争入札の公告

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第4条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和7年2月26日

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
理事長 島貴 隆夫

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 第一会議室
- (2) 日時 令和7年3月12日(水) 午前10時00分

2 入札に付する事項

- (1) 物件名 内視鏡スコープ等の売却
- (2) 数量・規格 入札説明書等による
- (3) 納期限 令和7年3月31日(月)
- (4) 引渡場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 内視鏡室
- (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第3条第4項に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県又は酒田市の競争入札参加資格者名簿等に登載されていること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱又は酒田市建設工事請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定により必要な高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けていること。
- (6) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の規定により必要な古物商の許可を受けていること。
- (7) 物件を処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定により必要な産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けること。ただし、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている者を指名すること。
- (8) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関して、法令の規定により、必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 管理課用度係 電話番号0234(31)7167(直通)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、令和7年3月6日(木)午後3時までに一般競争入札参加資格確認申請書を4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の都合により入札手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。